

# 臨時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

「第1号議案 株式会社ワンダーコーポレーション  
及び株式会社ジーンズメイトとの株式移転計画承  
認の件」 最終事業年度に係る計算書類等の内容

- ・株式会社ワンダーコーポレーション
- ・株式会社ジーンズメイト

## 株式会社H A P i N S

本内容は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ  
(<https://www.hapins.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様に提供しており  
ます。

株式会社ワンダーコーポレーションの最終事業年度に係る計算書類等の内容

## 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

当社は、2018年5月24日の第30回定時株主総会の決議により、事業年度を従来の2月末日から3月31日に変更いたしました。

これにより、前第31期事業年度が2018年3月1日から2019年3月31日までの13ヶ月となったため、当連結会計年度の事業報告においては業績に関する前期比増減の記載を省略しておりますのでご了承くださいませようお願い申し上げます。

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり、緩やかな景気回復基調で推移しておりました。しかし、台風などの自然災害や消費税増税に加え、新型コロナウイルス感染症の経済への影響や金融資本市場の変動により、不安定な状況で推移しました。

そのような環境の中、エンターテインメント市場においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、足元ではゲーム等のパッケージ商材や本を中心とした巣ごもり商材への需要が高まっております。また、動画配信市場、スマートフォン市場等のデジタルコンテンツの拡大に加えて、インターネット販売をはじめとした非対面分野への関心も高まっており、お客様の購買行動の変化への対応が一層求められています。リユース市場においては、個人間売買やネット販売の活性化により消費者のリユースへの関心は益々高まり、今後も継続的に着実な成長が見込まれております。

当社グループにおける当連結会計年度末の店舗数については、WonderGOO事業66店舗(内、F C 7店舗)、WonderREX事業32店舗(内、F C 2店舗)、TSUTAYA事業82店舗、新星堂事業79店舗、その他事業12店舗(内、F C 7店舗)、合計271店舗となりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は61,207百万円となりました。さらに構造改革を進めるうえで、本社移転や本部人員配置の適正化をはじめとしたコスト改善を行ったことで営業利益1,277百万円、経常利益1,306百万円、親会社株主に帰属する当期純利益978百万円となりました。

なお、事業別の概況は以下のとおりです。

#### [WonderGOO事業]

WonderGOO事業におきましては、エンターテインメント市場全体における新作ゲームソフトや音楽ソフト販売の低調を受け、厳しい状況が続いておりますが、不採算店舗8店舗閉鎖や売場効率化に伴う改装を実施したことで業績は堅調に推移いたしました。また、仕入型小売業からの脱却を図るべく中期方針「モノからLIVE」を掲げ、既存パッケージ販売だけでなくコト事業の強化に取り組んでまいりました。具体的には、大型デュエルスペースを併設したトレーディングカード専門店の「DuelStade Ganryu」を3店舗出店、エンターテインメントレストラン「チーズチーズカフェ」の出店、既存店舗へのリユース業態の導入を4店舗実施するとともに、空きスペースの転貸を実施することで収益改善を図ってまいりました。

#### [WonderREX事業]

WonderREX事業におきましては、買取の強化を目的として、当社鑑定士によるイベント型買取鑑定会を定期的を実施するとともに、出張買取・宅配買取・引越買取の強化を行うことで良質な在庫確保に努めてまいりました。また、北関東を中心としたロードサイド型店舗の出店から都心立地への出店戦略に変更することで、事業拡大を加速してまいりました。具体的にはブランドリユース専門店として東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の一都三県の大規模商業施設に6店舗出店いたしました。

#### [TSUTAYA事業]

TSUTAYA事業におきましては、主力である映像・音楽レンタル部門が、スマートフォンを中心としたコンテンツ配信サービス等の影響を受け、厳しい状況が続いております。これに対し、サブスクリプション型サービスのTSUTAYAプレミアムの獲得促進など、安定的な収益確保を進めてまいりました。レンタル市場の縮小均衡が今後も継続することが予想される中、映像・音楽レンタル中心の事業構造からの転換を図るべく、トレーディングカード専門店「バトロコ」を2店舗出店いたしました。また不採算店舗を6店舗閉店し、収益改善に努めてまいりました。

#### [新星堂事業]

新星堂事業におきましては、人気アーティストによる大型タイトルの販売と、不採算店舗の20店舗閉鎖、さらに既存店舗の改装やイベント事業の強化を行ったことにより収益が改善いたしました。具体的には「モノからLIVE」の中期方針のもと、イベント特化型店舗「エンタバシバヤ」の出店や次世代型新星堂店舗モデルとしてイベントの実施及びPOP UP

STOREを併設した店舗の出店・改装を実施いたしました。また、従来の大型商業施設でのリリースイベントに加え、ライブハウス等での自主企画イベントに取り組み、収益改善に努めてまいりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資額は909百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

店 舗 名	会社名	設備内容	開店年月	所 在 地	売場面積
WonderREX イオンモール柏店	当 社	新 規	2019年4月	千葉県柏市	265㎡
WonderREX セブンパークアリオ柏店	当 社	新 規	2019年10月	千葉県柏市	100㎡
WonderREX 小田原ダイナシティ店	当 社	新 規	2020年2月	神奈川県小田原市	265㎡
WonderREX 浅草 ROX ・ 3G 店	当 社	新 規	2020年3月	東京都台東区	163㎡
WonderREX イオンモール与野店	当 社	新 規	2020年3月	埼玉県さいたま市	235㎡
WonderREX イオンモール佐野新都市店	当 社	新 規	2020年3月	栃木県佐野市	112㎡
新 星 堂 mozoワンダーシティ店	当 社	新 規	2019年10月	愛知県名古屋	410㎡

ロ. 当連結会計年度継続中の主要設備

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、増資または社債発行による資金調達は行っておりません。また、当連結会計年度の設備資金等及び運転資金等の必要資金は、自己資金及び借入金により賄いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受の状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第29期 2017年2月	第30期 2018年2月	第31期 2019年3月	第32期 (当連結会計年度) 2020年3月
売 上 高 (百万円)	74,196	73,139	72,117	61,207
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△278	475	451	1,306
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△1,124	△448	△5,159	978
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△201.65	△80.33	△695.84	129.52
総 資 産 (百万円)	35,643	34,733	29,888	27,248
純 資 産 (百万円)	10,055	9,712	5,988	7,000
1株当たり純資産額 (円)	1,727.37	1,657.32	757.59	881.95

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。  
3. 第31期（2019年3月期）につきましては、事業年度の変更に伴い、2018年3月1日から2019年3月31日までの13ヶ月間となっております。  
4. 第31期（2019年3月期）より、「受取手数料」を売上高に組み替えたことによる表示方法の変更を行っており第30期（2018年2月期）の数値につきましては、遡及適用した数値で表示しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

当社の親会社はRIZAPグループ株式会社で、同社は当社株式を5,671,812株（持株比率75.1%）保有しております。

当社はRIZAPグループ株式会社のプラットフォーム事業の中核を担っており、相互協力を行うことでグループ全体の企業価値向上に努めております。

### ② 親会社等との間の取引に関する事項

#### イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社との間で「極度貸付約定契約」の取引を行っておりますが、当該取引をするに当たっては、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

- ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由  
 当社は、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、独立社外取締役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会において多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施が利益を害するものではないと判断しております。
- ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見  
 該当事項はありません。

### ③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
(株) ワンダーネット	10百万円	100.0%	携帯電話等の小売
(株) V i d a w a y	100百万円	63.6%	音楽・映像ソフト等のレンタル
(株) テトラフィット	30百万円	100.0%	フィットネス業
(株) T ポイント パートナーズつくば	10百万円	51.0%	Tポイントに関する加盟店獲得、 代理店獲得

(注) 1. (株)テトラフィットは減資を行い、資本金の額が減少しております。

2. 2019年6月1日付で株式会社ニューウェイブファシリティーズは、株式会社テトラフィットに商号変更しました。

### (4) 対処すべき課題

エンターテインメントソフト小売業界を取り巻く環境は、5Gの本格稼働により電子書籍や、音楽・映像配信・アプリ・ネット通販などの利便性がさらに向上することで、今後さらに消費行動の選択肢は多様化していくものと思われます。

世界的に感染が拡大している新型コロナウイルスの影響については、長期に渡り継続すると予想され、現時点では先を見通すことが困難な状況にあります。

そのため、当社グループは、内外の諸情勢を慎重に注視し、環境の変化に柔軟に対応してまいります。

一方、当社グループは中期方針である「モノからLIVE」に基づき、仕入型小売業から体験型サービス業へ事業構造を転換することで、新たな顧客価値の創造を進めてまいります。各事業の具体的な取り組みについては以下の通りです。

#### WonderGOO事業

- ・非対面型ビジネスの強化推進
- ・トレーディングカード専門店「DuelStade Ganryu」の出店
- ・自社企画商品の開発・販売

#### WonderREX事業

- ・都心立地への出店加速
- ・自社ECサイトの運営開始
- ・出張買取の強化
- ・新規買取専門店の出店

#### TSUTAYA事業

- ・トレーディングカード専門店「バトロコ」の出店

#### 新星堂事業

- ・次世代型新星堂店舗の出店
- ・非対面型ビジネスの強化推進

### (5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業区分	事業内容
WonderGOO事業	ゲームソフト、音楽ソフト、映像ソフト、書籍、化粧品、携帯電話等の小売販売及びそれら商品の一部をFCへ卸売
WonderREX事業	ブランド品、貴金属、衣料、服飾雑貨、オーディオ、家電等のリユース商品の買取・販売
TSUTAYA事業	ゲームソフト、音楽ソフト、映像ソフト、雑誌の販売及び音楽ソフト、映像ソフトのレンタル
新星堂事業	音楽ソフト、映像ソフト等の小売販売

(6) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

- ① 本店 茨城県つくば市小野崎294番地 1
- ② 本店業務 茨城県土浦市蓮河原新町4181 土浦事務所 2F
- ③ 物流センター 埼玉県入間郡三芳町大字上富2117  
武蔵貨物自動車(株)三芳加工センター内
- ④ 直営 245店舗

会社名	事業区分	所在地	店舗数
当 社	WonderGOO事業	茨城県	27
		千葉県	11
		栃木県	8
		埼玉県	5
		群馬県	5
		福島県	2
	WonderREX事業	茨城県	13
		千葉県	9
		群馬県	2
		栃木県	2
		埼玉県	1
		東京都	1
		神奈川県	1
	三重県	1	
	新星堂事業	愛知県	13
		東京都	11
		神奈川県	10
		千葉県	8
		埼玉県	5
		大阪府	4
		福岡県	3
		岐阜県	2
		栃木県	2
		兵庫県	2
		広島県	2
		山形県	1
		宮城県	1
		山梨県	1
		京都府	1

会 社 名	事 業 区 分	所 在 地	店 舗 数
当 社	新 星 堂 事 業	山口県	1
		熊本県	1
		茨城県	1
		静岡県	1
		石川県	1
		三重県	1
		長崎県	1
		宮崎県	1
		小 計	162
(株) ワ ン ダ ー ネ ッ ト	W o n d e r G O O 事 業	茨城県	1
(株) V i d a w a y	T S U T A Y A 事 業	千葉県	15
		北海道	11
		神奈川県	11
		群馬県	9
		東京都	7
		宮城県	7
		岩手県	6
		青森県	4
		栃木県	4
		福島県	3
		茨城県	2
		山形県	1
		埼玉県	1
		福井県	1
小 計	82		
計	245		

⑤ フランチャイズチェーン（FC）の店舗展開地域及び店舗数

店 舗 展 開 地 域		店 舗 数
北 海 道 ・ 東 北 地 区	北海道、青森県、岩手県、宮城県	6
東 海 ・ 中 部 地 区	静岡県、愛知県	3
計		9

**(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)**

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使用人数	前連結会計年度末比増減
男 性	618名	24名 減
女 性	132名	3名 増
合 計	750名	21名 減

(注) 上記の他パートタイマー及びアルバイトを2,442名(8時間換算)雇用しております。

② 当社の使用人の状況

区 分	使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	481名	12名 減	44歳 1か月	17年 5ヶ月
女 性	83名	3名 増	38歳 6か月	12年 7ヶ月
合 計	564名	9名 減	43歳 3か月	16年 8ヶ月

(注) 1. 上記の使用人数には、出向社員20名が含まれております。

2. 上記の他パートタイマー及びアルバイトを1,846名(8時間換算)雇用しております。

**(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)**

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 常 陽 銀 行	1,698百万円
株 式 会 社 千 葉 銀 行	1,587百万円
株 式 会 社 筑 波 銀 行	1,450百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,398百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	987百万円
株 式 会 社 リ そ な 銀 行	981百万円

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 12,472,000株
- ② 発行済株式の総数 7,559,184株
- ③ 株主数 8,055名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
R I Z A P グ ル ー プ 株 式 会 社	5,671,812株	75.1%
株 式 会 社 北 関 東 T S U T A Y A	307,053株	4.1%
ワ ン ダ ー コ ー ポ レ ー シ ョ ン 従 業 員 持 株 会	81,528株	1.1%
林 □ 悟	53,000株	0.7%
ワ ン ス ア ラ ウ ン ド 株 式 会 社	37,500株	0.5%
岩 井 コ ス モ 証 券 株 式 会 社	25,000株	0.3%
船 山 益 宏	20,300株	0.3%
J . P . M O R G A N S E C U R I T	20,000株	0.3%
海 老 澤 一	19,300株	0.3%
マ ネ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社	18,824株	0.2%

(注) 持株比率は、発行済株式総数から自己株式3,856株を控除して算出しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- ② 当該事業年度中の使用人等に対する新株予約権等の交付の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他の新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役 の 状況 (2020年 3月 31日 現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	内 藤 雅 義	リユース事業本部長 RIZAPグループ(株)執行役員 (株)音光代表取締役
専 務 取 締 役	阿 曾 雅 道	エンタテインメント事業本部長 (株)ワンダーネット代表取締役社長
取 締 役	宮 本 正 明	管理本部長 (株)Vidaway 取締役 (株)Tポイントパートナーズつくば 代表取締役
取締役(常勤監査等委員)	塚 田 英 雄	
取締役(監査等委員)	大 塚 一 暁	堀田丸正(株)取締役
取締役(監査等委員)	小 島 茂	堀田丸正(株)取締役、(株)HAPIINS取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役(監査等委員)の大塚一暁氏及び小島茂氏は、社外取締役であります。  
 2. 取締役(常勤監査等委員)の塚田英雄氏は、長年の経理業務の経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 3. 当社は、取締役大塚一暁氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 取締役(監査等委員を除く。)からの情報収集、情報共有及び内部監査部門等との連携の強化を図り、監査・監督機能の実効性を高めるため、塚田英雄氏を常勤の監査等委員として選定しております。  
 5. 会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(監査等委員)塚田英雄、大塚一暁、小島茂の3氏と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

#### ② 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退任事由	退 任 時 の 地 位 ・ 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
高 田 修	2019年 6月 27日	任期満了	フィットネス事業新会社設立準備室管掌
大 坪 真 治	2019年 6月 27日	任期満了	
池 内 清 和	2019年 6月 27日	任期満了	

### ③ 取締役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役 (監査等委員を除く) (内、社外取締役)	4名 (1名)	25,973千円 (-千円)
取締役 (監査等委員) (内、社外取締役)	3名 (2名)	13,991千円 (4,200千円)
合 計 (内、社外役員)	7名 (2名)	39,965千円 (4,200千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、2018年5月24日開催の第30回定時株主総会決議において年額150,000千円以内 (ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない) と決議いただいております。
3. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2018年5月24日開催の第30回定時株主総会決議において年額40,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記には、2019年6月27日開催の第31回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含めております。
5. 内藤雅義氏及び2019年6月27日に退任した大坪真治氏については無報酬であるため、上記の支給人員に含まれておりません。
6. 親会社等又は親会社等の子会社等から当事業年度において役員として受けた報酬の総額  
当事業年度において、社外取締役が役員を兼務する親会社等又は親会社の子会社等から、役員として受けた報酬等の総額は6,900千円であります。

### ④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等との重要な兼職の状況 (他の会社の業務執行者である場合) 及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
大塚一暁氏は堀田丸正(株)の取締役であります。堀田丸正(株)は当社と同じRIZAPグループ(株)を親会社としております。  
小島茂氏は堀田丸正(株)の取締役及び(株)HAPiNSの取締役 (監査等委員) であります。堀田丸正(株)及び(株)HAPiNSは当社と同じRIZAPグループ(株)を親会社としております。

#### ハ、当事業年度における主な活動状況

##### 取締役会及び監査等委員会への出席状況

氏名	地位	主な活動状況
大塚 一 暁	取締役 (監査等委員)	当事業年度開催の取締役会13回の内12回に出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会12回全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
小島 茂	取締役 (監査等委員)	当事業年度開催の取締役会13回の内11回に出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会12回の内11回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数その他、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

#### (4) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

#### (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要課題の一つとして位置付け、事業の拡大による収益向上及び安定的な経営基盤の確保に努めると共に、内部留保の充実などを勘案しつつ業績に応じた適正、かつ継続的な利益配分を行うことを基本としております。今後も、中長期的な視点に立って成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入し、継続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の拡大に努めてまいります。当事業年度の期末配当金につきましては、無配とさせていただきます。

なお、内部留保金につきましては、成長性、収益性の高い事業への投資と共に、既存事業の効率化、活性化のための投資及び人材育成に活用してまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

### 3. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	58,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	58,000千円

- (注) 1. 当社は、会計監査人との契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、上記の他、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、監査等委員会は、会計監査人の解任及び不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

### 4. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンス基本方針」及び「行動規範」を定め、周知徹底を図る。また、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。更に、「内部通報者保護規程」を策定し、通報者の保護を徹底すると共に、通報窓口を設置して不正行為等の早期発見を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査等委員は、文書管理規程により常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理の体制を整備し、リスク管理に関する各種規程・マニュアル等を整備し、その周知徹底を図る。また、リスク対応の体制を策定し、機動的に機能するための情報の共有化と役割の周知を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

月1回の定時取締役会を開催する他、適宜臨時取締役会を開催する。また、経営に関する重要事項については、週1回開催の経営会議において審議し、取締役会において執行決定を行うものとする。更に、社内規程により、職務権限・業務分掌等を明確にし、会社の機関相互の連携を強化することで、効率かつ適正に職務執行が行われる体制の維持・向上を図る。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ各社から定期的に経営状況の報告を受け、経営方針、問題点を取締役会及び経営会議において報告する。また、当社の監査室において、定期又は臨時にグループ各社の監査を実施し、経営会議及びグループ各社の関係部署に報告する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員が必要とした場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査室員を監査等委員の補助すべき使用人として指名することができる。当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

⑦ 監査等委員会に報告するための体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、不正行為や重要な法令違反並びに定款違反行為、その他重要な事項等を監査等委員に報告するものとする。また、監査等委員は、取締役会その他、経営会議等の重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができるものとする。監査等委員は、会計監査人及び監査室と情報交換に努め、連携して当社

及び当社グループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
金融商品取引法及びその他の関係法令の定めに従い、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われるために、関連諸規程を整備すると共に、内部統制の体制整備、運用、評価を行い、財務報告の信頼性を確保する。
- ⑨ 反社会勢力排除に向けた体制  
市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは一切関わりを持たず、不当要求等に対しては明確に拒絶すると共に、警察、弁護士等の外部専門機関との連携を図り厳格に対処する。

## (2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会の監督機能の強化・社外取締役の活用による経営の透明性の確保及び効率化を進めております。また、当社は、取締役会において経営上のリスクの検討を行い、必要に応じて社内組織、業務及び諸規程等を見直し、その実効性を向上させております。

なお、業務の適正を確保するための体制についての運用状況は以下のとおりであります。

- ① 取締役会を13回開催し、社外取締役を含む各取締役は、法令又は定款等に定められた事項及び経営上重要な事項について審議を行っております。また、他に取締役会決議があったとみなす書面決議が3回ありました。
- ② 監査等委員会を12回開催し、社外監査等委員を含む各監査等委員は、監査方針、監査計画に基づき、取締役会への出席や業務執行に関する重要な文書の閲覧等を通じて取締役の業務執行、法令及び定款等の遵守状況について監査を行っております。
- ③ 監査室は、年度監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施し、監査結果を代表取締役及び監査等委員に報告しております。
- ④ 経営会議を毎週水曜日に開催し、当社の常勤役員は、経営上重要な事項について審議を行っております。

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>17,385,940</b>	<b>流動負債</b>	<b>15,765,631</b>
現金及び預金	4,044,812	買掛金	4,196,611
売掛金	1,501,174	短期借入金	7,780,000
商貯蔵品	10,474,812	一年内償還予定の社債	60,000
未収入金	16,153	一年内返済予定の長期借入金	984,308
その他の債権	548,186	リース債務	249,316
貸倒引当金	805,817	未払金	356,947
	△5,015	未払費用	1,229,655
		未払法人税等	160,697
		未払消費税等	137,290
		賞与引当金	175,716
		その他の負債	435,087
<b>固定資産</b>	<b>9,862,192</b>	<b>固定負債</b>	<b>4,482,431</b>
有形固定資産	4,409,951	社債	130,000
建物及び構築物	2,507,054	長期借入金	1,736,962
土地	1,098,385	リース債務	497,076
リース資産	208,879	退職給付に係る負債	527,395
その他の固定資産	595,632	預り保証金	419,867
無形固定資産	266,696	資産除去債務	800,193
のれん	45,477	その他の負債	370,936
その他の債権	221,219		
投資その他の資産	5,185,544	<b>負債合計</b>	<b>20,248,063</b>
投資有価証券	4,923	<b>純資産の部</b>	
敷金及び保証金	4,279,133	株主資本	6,590,372
繰延税金資産	452,406	資本剰余金	3,185,550
その他の債権	532,542	利益剰余金	3,298,885
貸倒引当金	△83,461	自己株式	110,047
		その他の包括利益累計額	△4,112
		その他有価証券評価差額金	73,069
		退職給付に係る調整累計額	122
		非支配株主持分	72,946
		<b>純資産合計</b>	<b>7,000,070</b>
<b>資産合計</b>	<b>27,248,133</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>27,248,133</b>

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	61,207,912
売上原価	38,574,850
売上総利益	22,633,061
販売費及び一般管理費	21,355,402
営業利益	1,277,658
営業外収益	182,468
受取利息及び受取配当金	25,899
資産除売却益	30,991
投資有価証券売却益	1,673
その他	123,904
営業外費用	154,070
支払払戻金	129,254
投資有価証券売却損	369
その他	24,446
経常利益	1,306,056
特別利益	50,389
固定資産売却益	44,389
店舗譲渡益	6,000
特別損失	295,207
固定資産除却損	5,574
減価償損	257,059
貸借契約解約損	29,134
その他	3,439
税金等調整前当期純利益	1,061,238
法人税、住民税及び事業税	165,219
法人税等調整額	△155,047
当期純利益	1,051,065
非支配株主に帰属する当期純利益	72,495
親会社株主に帰属する当期純利益	978,570

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2019年4月1日残高	3,185,550	3,298,885	△868,522	△3,901	5,612,012
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			978,570		978,570
自己株式の取得				△210	△210
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	978,570	△210	978,360
2020年3月31日残高	3,185,550	3,298,885	110,047	△4,112	6,590,372

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2019年4月1日残高	450	111,578	112,028	264,133	5,988,174
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益					978,570
自己株式の取得					△210
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△327	△38,631	△38,959	72,495	33,535
連結会計年度中の変動額合計	△327	△38,631	△38,959	72,495	1,011,895
2020年3月31日残高	122	72,946	73,069	336,628	7,000,070

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	4社
連結子会社の名称	(株)ワンダーネット (株)V i d a w a y (株)テトラフィット (株)Tポイントパートナーズつくば

株式会社ニューウェイブファシリティーズは、株式会社テトラフィットに商号変更しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券

##### その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

##### ロ. たな卸資産

商 品……………移動平均法に基づく原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

貯蔵品……………最終仕入原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産……………当社及び連結子会社は定率法を採用しております。

- (リース資産を除く)  ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
 主な耐用年数は次のとおりであります。  
   建物及び構築物  3～47年  
   その他  2～15年
- . 無形固定資産……………定額法  
 (リース資産を除く)  なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ハ. リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。  
 なお、このうち、リース取引開始日が2009年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- . 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ④ 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジの方法……………金利スワップについては、特例処理の要件を満たすものについては特例処理を採用しております。
- . ヘッジ手段とヘッジ対象…………ヘッジ手段  
   デリバティブ取引（金利スワップ）  
   ヘッジ対象  
   借入金の利息
- ハ. ヘッジ方針……………借入金の金利変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っており、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。
- ニ. ヘッジの有効性評価の方法…………金利スワップは特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法……退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法について給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法……数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

5年～7年間で均等償却しております。但し、金額が僅少なものについては発生年度に一括償却しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理……消費税等の会計処理については、税抜方式を採用しており、控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用として処理しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、政府・自治体からの自粛要請により、店舗の営業時間の短縮や休業を余儀なくされるなど厳しい状態が続いており、国内での個人消費低迷及び来店客の減少等が想定され、営業時間の短縮や休業の期間等が、翌連結会計年度の財政状態及び経営成績に影響を与えると見込まれます。

連結計算書類の作成にあたりましては、新型コロナウイルスの感染拡大により、翌連結会計年度の売上高への影響が6月頃まで継続するものの、7月以降は徐々に回復するものと仮定した上で、減損損失や繰延税金資産等の会計上の見積りを行っております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

流動資産その他	89,158千円
建物及び構築物	218,152千円
有形固定資産その他	49,558千円
土地	920,000千円
敷金及び保証金	84,000千円
計	1,360,868千円

#### ② 担保に係る債務

長期借入金	947,944千円
(一年内返済予定の長期借入金を含む)	
計	947,944千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 18,119,940千円

### (3) 極度貸付約定契約

当社は、RIZAPグループ株式会社に対し極度貸付約定契約を締結しております。当該契約に係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

極度貸付約定額	1,000,000千円
貸付実行残高	－千円
差引額	1,000,000千円

### 3. 連結損益計算書に関する注記

#### 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
群馬県 高崎市他	店舗資産等	建物及び構築物、リース資産、ソフトウェア等

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主として店舗を基本単位に資産のグルーピングを行っております。当連結会計年度において、資産グループ単位の収益等を踏まえて検証した結果、一部の店舗資産については、将来キャッシュ・フローによって当該資産の帳簿価額が全額回収できる可能性が低いと判断し、各資産グループの帳簿価額を回収可能な価額まで減額し、257,059千円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物185,318千円、リース資産4,844千円、有形固定資産その他62,801千円、ソフトウェア3,389千円、投資その他の資産その他706千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額の算定にあたっては、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため回収可能価額を零として評価しております。

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式(株)	7,559,184	—	—	7,559,184

#### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式(株)	3,581	275	—	3,856

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

## 5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に基づき、必要な資金を主として銀行借入により調達しております。また資産の運用については、短期的な預金等安全性の高い金融資産にて行っており、デリバティブは、金利変動リスクを回避するための利用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金、未収入金は取引先の信用リスクにさらされております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

敷金及び保証金は、主に店舗賃借に係るものであり、取引先の信用リスクにさらされております。

買掛金は、ほぼ2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としており、変動金利による借入は、金利の変動リスクにさらされております。

リース債務は、建物リース料及び設備投資に係る資金調達を目的にしたものであり、償還期間は5年から20年となっております。

預り保証金は、主にF C契約に伴う営業保証金及び賃貸契約に伴う敷金保証金であります。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注) 2. 参照)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	4,044,812	4,044,812	—
② 売掛金	1,501,174	1,501,174	—
③ 未収入金	548,186	548,186	—
④ 投資有価証券	945	945	—
⑤ 敷金及び保証金	2,751,928	2,800,336	48,408
資 産 計	8,847,046	8,895,454	48,408
⑥ 買掛金	4,196,611	4,196,611	—
⑦ 短期借入金	7,780,000	7,780,000	—
⑧ 社 債 (※)	190,000	188,440	△1,559
⑨ 長期借入金 (※)	2,721,270	2,725,350	4,079
⑩ リース債務 (※)	746,393	826,477	80,084
⑪ 預り保証金	359,867	359,973	105
負 債 計	15,994,142	16,076,853	82,710

(※) 社債、長期借入金及びリース債務は1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金及びリース債務(流動負債)を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資産

① 現金及び預金、② 売掛金、③ 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。

⑤ 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、合理的に見積りを行った返還予定等に基づき、国債の利回り等、適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値によっております。

## 負債

### ⑥ 買掛金、⑦ 短期借入金

これらは短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### ⑧ 社債、⑨ 長期借入金、⑩ リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

なお、変動利率の借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象となっているものについては、当該金利スワップと一体として処理しており、それ以外のものについては時価は帳簿価額とほぼ等しいとして当該帳簿価額によっております。

### ⑪ 預り保証金

預り保証金のうち、敷金及び保証金については返還予定等に基づき、国債の利回り等、適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値によっております。

## デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記⑨参照)

- (注) 2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額3,978千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「④ 投資有価証券」には含めておりません。

敷金のうち一部(連結貸借対照表計上額1,740,214千円)については、返還時期の見積りができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑤ 敷金及び保証金」には含めておりません。

F C 営業保証金(連結貸借対照表計上額60,000千円)については、返還時期の見積りができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑪ 預り保証金」には含めておりません。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 881円95銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 129円52銭 |

## 7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年6月4日

株式会社ワンダーコーポレーション  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 泉 淳 一 ㊞

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 上 西 貴 之 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ワンダーコーポレーションの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワンダーコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目	目 録	金 額	科 目	目 録	金 額
<b>流 動 資 産</b>		<b>13,904,637</b>	<b>流 動 負 債</b>		<b>12,985,174</b>
現金及び預金		3,038,857	買掛金		3,223,913
短期貸付		1,266,588	短期借入金		7,280,000
商品		8,482,559	一年以内返済予定の長期借入金		328,132
貯蔵品		15,823	リース債務		237,821
前払費用		26,197	未払金		74,591
前払費用		239,618	未払費用		1,076,551
引当金		840,008	未払法人税等		139,552
		△5,015	預り金		342,191
			賞与引当金		133,900
			その他		77,832
<b>固 定 資 産</b>		<b>9,199,886</b>	<b>固 定 負 債</b>		<b>3,399,302</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>		<b>3,713,582</b>	長期借入金		896,012
建物		1,856,863	リース債務		398,706
構築物		164,337	退職給付引当金		600,341
車両運搬具		434	退職資産除去債務		773,248
器具備品		321,109	その他		730,993
土地		1,098,385			
建物		113,740			
建設仮勘定		158,712			
<b>無 形 固 定 資 産</b>		<b>213,463</b>			
ソフトウェア		108,361			
その他		105,101			
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>		<b>5,272,841</b>	<b>負 債 合 計</b>		<b>16,384,477</b>
関係会社株主		1,054,600	<b>純 資 産 の 部</b>		
長期前払費用		259,727	<b>株 主 資 本</b>		<b>6,719,944</b>
長期貸付		3,440,002	資本金		3,185,550
長期貸付		52,470	資本剰余金		3,284,409
長期破産更生税引当金		99,257	資本準備金		3,187,443
繰上引当金		393,581	その他資本剰余金		96,965
繰上引当金		56,663	利益剰余金		254,096
繰上引当金		△83,461	利益準備金		3,330
			その他利益剰余金		250,766
			固定資産圧縮積立金		3,647
			別途積立金		2,600,000
			繰越利益剰余金		△2,352,881
			自己株式		△4,112
			評価・換算差額等		103
			その他有価証券評価差額金		103
<b>資 産 合 計</b>		<b>23,104,524</b>	<b>純 資 産 合 計</b>		<b>6,720,047</b>
			<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>		<b>23,104,524</b>

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	47,403,364
売上原価	30,932,945
売上総利益	16,470,419
販売費及び一般管理費	15,364,533
営業利益	1,105,885
営業外収益	510,003
受取利息及び受取配当金	322,591
資産除去債務戻入益	30,991
その他	156,420
営業外費用	121,123
支払利息	98,403
その他	22,719
経常利益	1,494,765
特別利益	44,389
固定資産売却益	44,389
特別損失	281,246
固定資産売却損	200
固定資産除却損	6,174
減損	245,737
賃貸借契約解約損	29,134
税引前当期純利益	1,257,908
法人税、住民税及び事業税	114,220
法人税等調整額	△124,865
当期純利益	1,268,554

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
2019年4月1日残高	3,185,550	3,187,443	96,965	3,284,409
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-
2020年3月31日残高	3,185,550	3,187,443	96,965	3,284,409

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 計
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金					
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
2019年4月1日残高	3,330	4,767	2,600,000	△3,622,555	△1,014,458	△3,901	5,451,600
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩		△1,119		1,119	-		-
当期純利益				1,268,554	1,268,554		1,268,554
自己株式の取得						△210	△210
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	△1,119	-	1,269,674	1,268,554	△210	1,268,343
2020年3月31日残高	3,330	3,647	2,600,000	△2,352,881	254,096	△4,112	6,719,944

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2019年4月1日残高	299	299	5,451,899
事業年度中の変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩			—
当期純利益			1,268,554
自己株式の取得			△210
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△195	△195	△195
事業年度中の変動額合計	△195	△195	1,268,147
2020年3月31日残高	103	103	6,720,047

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式……………移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
  - 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - 時価のないもの……………移動平均法による原価法
- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
  - 商品……………移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）
  - 貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定率法を採用しております。  
（リース資産を除く）  
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物及び構築物 3～35年  
その他 2～20年
- ② 無形固定資産……………定額法  
（リース資産を除く）  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。  
なお、このうち、リース取引開始日が2009年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年～10年）による定額法により発生の上、翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジの方法……………金利スワップについては特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象……………ヘッジ手段  
デリバティブ取引（金利スワップ）  
ヘッジ対象  
借入金の利息
- ③ ヘッジ方針……………借入金の金利変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っており、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法……………金利スワップは特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
- ② 退職給付に係る会計処理……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、政府・自治体からの自粛要請により、店舗の営業時間の短縮や休業を余儀なくされるなど厳しい状態が続いており、国内での個人消費低迷及び来店客の減少等が想定され、営業時間の短縮や休業の期間等が、翌事業年度の財政状態及び経営成績に影響を与えると見込まれます。

計算書類の作成にあたりましては、新型コロナウイルスの感染拡大により、翌事業年度の売上高への影響が6月頃まで継続するものの、7月以降は徐々に回復するものと仮定した上で、減損損失や繰延税金資産等の会計上の見積りを行っております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	14,597,505千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権	60,480千円
(3) 関係会社に対する短期金銭債務	83,025千円
(4) 関係会社に対する長期金銭債務	12,000千円
(5) 取締役に対する長期金銭債務	2,860千円
(6) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
① 担保に供している資産	
流動資産その他	89,158千円
建物	218,152千円
器具備品	49,558千円
土地	920,000千円
敷金及び保証金	84,000千円
計	1,360,868千円
② 担保に係る債務	
長期借入金	947,944千円
(一年内返済予定の長期借入金を含む)	
計	947,944千円

### (7) 極度貸付約定契約

当社は、RIZAPグループ株式会社に対し極度貸付約定契約を締結しております。当該契約に係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

極度貸付約定額	1,000,000千円
貸付実行残高	一千円
差引額	1,000,000千円

## 3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
① 営業取引	
売上高	156,872千円
仕入高	81,378千円
販売費及び一般管理費	92,411千円
② 営業取引以外の取引高	
受取配当金	300,000千円
その他(営業外収益)	42,798千円

## (2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
群馬県 高崎市他	店舗資産等	建物、構築物、器具備品、リース資産、ソフトウェア、長期前払費用等

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主として店舗を基本単位に資産のグルーピングを行っております。当事業年度において、資産グループ単位の収益等を踏まえて検証した結果、一部の店舗資産については、将来キャッシュ・フローによって当該資産の帳簿価額が全額回収できる可能性が低いと判断し、各資産グループの帳簿価額を回収可能な価額まで減額し、245,737千円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物176,632千円、構築物4,668千円、器具備品56,042千円、リース資産4,844千円、ソフトウェア3,389千円、長期前払費用161千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額の算定にあたっては、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため回収可能価額を零として評価しております。

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,856株

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、たな卸資産評価損、減損損失、賞与引当金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、資産除去債務に対応する除去費用等であります。

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、2009年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っており、その内容は次のとおりであります。

- (1) 事業年度の末日における取得原価相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
建 物	2,285,774	1,255,308	620,683	409,782
合 計	2,285,774	1,255,308	620,683	409,782

- (2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額及びリース資産減損勘定期末残高  
未経過リース料相当額

1年内	123,549千円
1年超	887,446千円
合 計	1,010,996千円

リース資産減損勘定期末残高 346,465千円

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種 類	会社等 の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
親会社	RIZAP グループ(株)	被所有 直接75.5%	当社への出資 役員の兼任	極度貸付約定 契約 (注)	貸越限度 1,000,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 極度貸付約定契約については、貸出利率は一般的取引条件と同様に決定しており、返済条件は極度貸付約定契約期間1年・任意返済としております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 889円44銭  
(2) 1株当たり当期純利益 167円90銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年6月4日

株式会社ワンダーコーポレーション  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 泉 淳 一 ㊞

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 上 西 貴 之 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワンダーコーポレーションの2019年4月1日から2020年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第32期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月5日

株式会社ワンダーコーポレーション監査等委員会

常勤監査等委員 塚田 英雄 ㊟

監査等委員 大塚 一暁 ㊟

監査等委員 小島 茂 ㊟

(注) 監査等委員 大塚 一暁及び小島 茂は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 事 業 報 告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)におけるわが国経済は、堅調な企業収益や雇用・所得環境の改善等を背景に緩やかな回復基調で推移しているものの、米中貿易摩擦の影響や直近では新型コロナウイルス感染症の世界的な流行等もあり、先行き不透明な状況にありました。アパレルファッション業界におきましても、相次ぐ台風の上陸や暖冬などの天候不順、10月からの消費増税による節約志向の高まり、新型コロナウイルス感染症の影響によるインバウンド需要の急速な減退及び国内の外出自粛ムードの広がり等、総じて厳しい状況で推移しました。

このような経営環境のもと、当社は今期より継続的に注力しているMDサイクル適正化に向けた取組み(タイムリーな売価変更を行うことで在庫と粗利率をコントロール)により、売上総利益率:50.0%(前年同期差+3.1P)、期末棚卸高前年同期末対比:95.3%(前年同期差△71百万円)となりました。併せて販管費削減の取組み継続により、販管費前年同期対比98.0%(前年同期差△76百万円)となるなど、収益構造の改善が着実に現れております。

商品面におきましては、今期より注力する立地別MD(店舗タイプ毎の客層に寄り添った品揃え)強化を継続し、Blue Standard(ブルースタANDARD)等のプライベートブランド(PB)アイテムで、春夏・秋冬と年間通して当社独自のヒット商品を開発することが出来ております。またレディースの主力PBであるfort point(フォートポイント)でも、10月からトライアルしてきた40歳代をターゲットにした新シリーズが好調に推移した事で、来期より全店で展開することとなりました。加えてOUTDOOR PRODUCTSでは、大人の男性客層を獲得すべく新たなシリーズとしてデビューした「BLACK LINE」(ブラックライン)は、OUTDOOR PRODUCTSブランド全体の価値向上に寄与し、狙い通りOUTDOOR PRODUCTS業態の男性客増加にも繋げることが出来ました。

一方でインバウンドに関しては、9月より免税対応店舗を全店に拡大(前年同期差+55店舗)し、12月度からは訪日中国人向けに新たな販促施策をトライアルしたものの、中国での法改正等の影響もありまとめ買いも減ったことに加え、1月末からの新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響を受けて旅行者自体が大幅に減少したことで、免税売上は前年同期対比:78.8%(前

年同期差△211百万円)と大幅な減収となりました。

店舗展開におきましては、「JEANS MATE」業態を1店舗、マルチブランド型MD ショップ「JEM」(ジェイ・イー・エム)業態を4店舗、「OUTDOOR PRODUCTS」業態3店舗、合計8店舗を商業施設へ出店いたしました。これらにより、当事業年度末の総店舗数は84店舗(うち催事契約6店舗、前年同月度末店舗数76店舗)となりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は7,769百万円(前年同期比:9.4%減)、営業利益28百万円(前年同期比:69.0%減)、経常利益35百万円(前年同期比:66.3%減)、当期純損失37百万円(前年同期は当期純利益19百万円)となりました。

部門別の売上高は次のとおりであります。

部 門	売 上 高	構 成 比	前 期 比
	千円	%	%
ボトムス (ジーンズ、カジュアルパンツ他)	1,884,002	24.2	88.3
トップス (シャツ、Tシャツ、ジャケット他)	4,153,616	53.5	93.7
小物 (ソックス、雑貨他)	1,731,895	22.3	86.2
計	7,769,514	100.0	90.6

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は107百万円(敷金および保証金含む。)であり、当事業年度中の新規出店は次の8店舗であります。

店名	所在地	出店年月	
JEANS MATE (JEM)	ららぽーと立川立飛	東京都立川市	2019年4月
OUTDOOR PRODUCTS	イオンモール成田	千葉県成田市	2019年4月
OUTDOOR PRODUCTS	イオンモール熊本	熊本県上益城郡	2019年6月
JEANS MATE (JEM)	横浜ワールドポーターズ	横浜市中区	2019年8月
JEANS MATE	聖蹟桜ヶ丘オーバ	東京都多摩市	2019年10月
JEANS MATE (JEM)	ららぽーと TOKYO-BAY	千葉県船橋市	2019年12月
JEANS MATE (JEM)	ららぽーと和泉	大阪府和泉市	2019年12月
OUTDOOR PRODUCTS	ららぽーと湘南平塚	神奈川県平塚市	2020年3月

(2) 財産および損益の状況の推移

区分	第57期 (自2016.2.21 至2017.2.20)	第58期 (自2017.2.21 至2018.3.31)	第59期 (自2018.4.1 至2019.3.31)	第60期 (自2019.4.1 至2020.3.31)
売上高(千円)	9,195,344	9,727,151	8,579,548	7,769,514
経常利益又は損失(△)(千円)	△800,580	△591,738	105,056	35,407
当期純利益又は純損失(△)(千円)	△1,204,522	△789,511	19,968	△37,919
1株当たり当期純利益又は純損失(△)(円)	△110.16	△54.93	1.39	△2.64
総資産(千円)	5,617,889	4,932,237	4,722,940	4,307,790
純資産(千円)	4,186,672	3,396,164	3,416,034	3,378,075
1株当たり純資産額(円)	291.26	236.28	237.67	235.03

(注) 第58期につきましては、事業年度の変更に伴い、2017年2月21日から2018年3月31日までの13ヶ月11日間となっております。

### (3) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、昨年まで好調であったインバウンド需要の急激な減少や、4月7日に発出された政府の緊急事態宣言の全国への適用拡大等による、約半数の店舗臨時休業と営業店舗の大幅な営業時間短縮など、来店客数及び売上高に大きく影響する状況が続いております。この先行き不透明な状況等を踏まえ、現時点では業績の合理的な算定が困難と判断し、2021年3月期通期業績予想値を未定としております。今後業績予想の算定が可能となった時点で、速やかに開示いたします。

このような状況の下、来期に関しても売上高と利益を確実に確保していく為に、継続して下記施策を実行してまいります。

- ①MD改革により、PB商品をOUTDOOR PRODUCTS（メンズ・レディース）、Blue Standard（メンズ）、fort point（レディース）の3ブランド中心に再強化を進め、実店舗・EC共に販売に最注力することで売上増と粗利率を向上。
- ②EC事業の更なる成長に向け、ECモールへの継続注力と並行して、自社ECサイト・OUTDOOR PRODUCTS公式ECサイトのリプレース、EC用商品の開発強化及びオムニチャンネル化の推進。
- ③更なる各種管理費の圧縮と人財配置の最適化によるコスト削減の推進。

### (4) 重要な親会社の状況

#### ① 親会社との関係

当社の親会社はRIZAPグループ株式会社で、同社は当社の普通株式の9,198,809株(議決権比率64.45%)を保有しております。

#### ② 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、当該取引をするに当たっては、少数株主の保護のため、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、独立社外取締役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会において多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しております。

事業運営に関しては、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行をしており、上場企業としてのお互いの立場を尊重しつつ経営の独立性を確保しながら、適切に経営及び事業活動を行っております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見  
該当事項はありません。

(5) 主要な事業内容(2020年3月31日現在)

当社はカジュアルウェアや雑貨等を販売する専門店チェーンであります。2020年3月31日現在で「JEANS MATE」業態68店舗、「OUTDOOR PRODUCTS」業態15店舗、「Happy Door」業態1店舗の計84店舗を展開しております。

主たる出店形態は、駅周辺や繁華街等の集客力のある商業集積地へのビルイン出店から、ショッピングセンター内テナント出店へ移行しつつあります。

(6) 主要な事業所および店舗 (2020年3月31日現在)

本	社	東京都渋谷区富ヶ谷1丁目49番4号
柏物流センター		千葉県柏市大島田2丁目18番地6
店	舗	JEANS MATE 68店舗
		東京30、神奈川12、千葉3、 埼玉6、静岡1、愛知4、大阪6、 兵庫1、広島1、山口1、福岡3
計84店舗		(JM・JEM含む)
		OUTDOOR PRODUCTS 15店舗
		東京1、神奈川1、千葉2、 群馬1、愛知1、大阪4、岡山1、 広島2、福岡1、熊本1
		Happy Door 1店舗
		広島1

(7) 従業員の状況(2020年3月31日現在)

事業部門の名称	従業員数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢	平均勤続年数
店 舗	81(340)	8(△25)	35歳6ヶ月	12年4ヶ月
本社および 物流センター	37(6)	6(△4)	43歳7ヶ月	19年5ヶ月
合計または平均	118(346)	14(△29)	38歳0ヶ月	14年6ヶ月

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、グループ会社への出向者(1名)を含んでおりません。  
2. パートおよび嘱託社員は( )内に1人1ヶ月172.0時間換算による年間の平均人員を外数で記載しております。  
3. △はマイナスを表しております。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 14,373,049株(自己株式1,728,417株を除く。)  
 (3) 株 主 数 8,717名  
 (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
R I Z A P グ ル ー プ (株)	9,198千株	64.00%
ジーンズメイト従業員持株会	186	1.29
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	128	0.89
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口5)	121	0.84
大 桑 啓 嗣	70	0.48
中 村 久 幸	69	0.48
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口2)	56	0.39
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口6)	49	0.34
小 林 正 幹	47	0.32
楽 天 証 券 (株)	46	0.32

(注) 持株比率は自己株式(1,728,417株)を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況（2020年3月31日現在）

役名	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	富澤 茂	
取締役	佐藤 信治	経営管理部長
取締役	鎌谷 賢之	RIZAPグループ(株)執行役員 経営企画本部長兼財務経理本部長
取締役（監査等委員）	根本 真孝	公認会計士、税理士
取締役（監査等委員）	大塚 隆平	
取締役（監査等委員）	加納 治夫	税理士

- (注) 1. 取締役（監査等委員）根本真孝氏、大塚隆平氏および加納治夫氏は、社外取締役であります。なお、各氏は株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 取締役（監査等委員）の職務を補助する常勤の内部監査担当者を配置しているため、常勤の取締役（監査等委員）を選定しておりません。
3. 取締役（監査等委員）根本真孝氏は、公認会計士および税理士の資格を、加納治夫氏は、税理士の資格をそれぞれ有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しているものであります。

## (2) 当事業年度中の取締役の異動

### ① 就任

2019年6月21日開催の第59期定時株主総会において鎌谷賢之氏が取締役に選任され、就任いたしました。

### ② 退任

2019年6月21日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役内藤雅義氏、池内清和氏は退任いたしました。

### ③ 異動

該当事項はありません。

## (3) 役員の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	3名 ( ー)	36百万円 ( ー)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3 ( 3)	10 ( 10)
合 計	6	47

- (注) 1. 取締役の支給額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2017年5月18日開催の第57期定時株主総会において、監査等委員でない取締役については年額200百万円以内、監査等委員である取締役については年額30百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の表の人数および報酬には、2019年6月21日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって退任した1名分を含んでおります。

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員及び業務執行取締役ではない取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外役員及び業務執行取締役ではない取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低限度額としております。

#### (5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

		主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	根本真孝	当事業年度開催の取締役会全18回のうち18回に出席し、また、監査等委員会全11回のうち11回に出席し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上の有用な指摘、意見を述べております。
社外取締役 (監査等委員)	大塚隆平	当事業年度開催の取締役会全18回のうち17回に出席し、また、監査等委員会全11回のうち10回に出席し、企業経営者としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外取締役 (監査等委員)	加納治夫	当事業年度開催の取締役会全18回のうち16回に出席し、また、監査等委員会全11回のうち11回に出席し、税理士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

#### 4. 会計監査人の状況

- (1) 名 称 東邦監査法人  
(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画との実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会の同意を得たうえで、又、監査等委員会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役・従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 内部統制システムの一環として社長直轄の内部監査室を設置しており、業務活動の全般に関し、方針・計画・手続の妥当性や業務執行の有効性等についての監査を実施しており、業務改善に向け具体的な助言・勧告を行う。
- ② 経営の透明性とコンプライアンス経営および法令遵守の観点から法律顧問契約を締結している弁護士と日常の法律問題に関する情報を交換し、これに対する意見を聴取しつつ日常発生する法律問題全般に関して助言と指導を適時受けられる体制を設けるものとし、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制をとっている。
- ③ 会社規則の制定および運用状況の検証を行う。
- ④ 2007年2月21日制定の当社コンプライアンス規程第7条第3項に基づき、暴力団等の反社会的活動、暴力、不当な要求をする人物および団体に対しては警察、顧問弁護士とも連携の上、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、監査等委員会議事録、稟議書、各種契約書、その他職務の執行に係る重要情報を文書管理規程に従い適切に保存・管理する。
- ② 情報の不正使用および漏洩の防止を徹底すべく、効果的な情報セキュリティ施策を推進する。
- ③ 個人情報の管理については、法令はもとより、ガイドライン等を遵守するとともに、社内研修・モラル教育の実施および管理意識の醸成と浸透に努めるほか、情報漏洩、不正アクセス等の防止のため、アクセス可能者の制限・パスワード管理をはじめとするセキュリティ体制を確立する。

**(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① リスク管理については、危機管理規程、防災マニュアルを定めるとともに、各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、必要に応じ研修、マニュアルの作成・配布等を行う。
- ② 新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は速やかに対応責任者となる取締役を定める。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例の取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ② 「迅速かつ的確な経営および執行判断」を補完する機関として、本社の各部署代表者を構成員とする経営会議を週1回定例開催し、経営課題の検討および報告をする。
- ③ 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえて中期経営計画および各年度予算を策定し、全社的な目標を設定する。

**(5) 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査等委員会がその職務を補助すべき従業員の設置を求めた場合には、当社の従業員から監査等委員会補助者を任命する。

**(6) 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 監査等委員会補助者は、取締役の指揮命令に服さないものとする。これらの者の異動、懲戒については監査等委員会の同意を得るものとする。
- ② 監査等委員会補助者は業務の執行に係る役職を兼務しない。

**(7) 取締役および従業員が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制**

- ① 取締役および従業員は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、監査等委員会に対して当該事実を速やかに報告しなければならない。
- ② 取締役および従業員は、監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。
- ③ 「内部通報処理規程」等の社内規程に基づき、通報者に対し、当該通報したことを理由として不利益な取り扱いを行わないこととする。

**(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査等委員は、社内において実施される会議に参加できる。
- ② 監査等委員会と代表取締役との間に、定期的な意見交換会を設定する。
- ③ 当社は、監査等委員会がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

**(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社は財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行う。  
また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより金融商品取引法およびその他の関係法令等に対する適合性を確保する。

### (業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当社では、事業の継続・安定的発展を確保することを目的とし、コンプライアンスの推進、リスクマネジメントの強化に取り組んでおります。これらをはじめ、業務の適正を確保するための体制の当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

#### 1. コンプライアンス体制

当社は使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、適宜会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、当社は内部通報処理規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

#### 2. リスク管理

経営における重大な損失、不利益等を最小限にするため、リスクの把握・評価・対応策等によるリスク管理を適宜取締役会で協議を行うなど、リスク管理の強化を図っております。

#### 3. 取締役の職務執行

定時取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会には各取締役のほか、独立性を保持した監査等委員も出席し、重要な職務執行に関する意思決定を監督しております。

当事業年度につきましては、取締役会を18回開催しております。

#### 4. 監査等委員会の職務執行

当事業年度においては監査等委員会を11回開催しており、監査等委員会からの会社の状況に関する報告および監査等委員相互による意見交換等が行われております。また、監査等委員は、取締役会を含む重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人および内部監査室と定期的な情報交換を行い、取締役の職務執行について監視をしております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金	額	科 目	金	額
(資産の部)			(負債の部)		
<b>流動資産</b>		<b>2,876,283</b>	<b>流動負債</b>		<b>565,635</b>
現金及び預金		1,135,432	買掛金		190,525
売掛金		194,476	リース債務		47,624
商品		1,433,641	未払金		195,505
前払費用		72,619	未払費用		31,107
未収入金		9,521	未払住民税等		65,545
その他		30,592	賞与引当金		19,505
<b>固定資産</b>		<b>1,431,506</b>	店舗閉鎖損失引当金		2,081
<b>有形固定資産</b>		<b>206,445</b>	資産除去債務		8,816
建物	1,432,583		その他		4,923
減価償却累計額及び減損損失累計額	△1,274,829	157,753	<b>固定負債</b>		<b>364,080</b>
構築物	29,794		リース債務		36,903
減価償却累計額及び減損損失累計額	△29,794	—	資産除去債務		312,826
工具、器具及び備品	687,070		その他		14,350
減価償却累計額及び減損損失累計額	△660,046	27,023	<b>負債合計</b>		<b>929,715</b>
リース資産	88,044		(純資産の部)		
減価償却累計額及び減損損失累計額	△83,579	4,464	<b>株主資本</b>		<b>3,378,075</b>
建設仮勘定		17,204	資本金		2,338,387
<b>無形固定資産</b>		<b>6,385</b>	資本剰余金		2,448,009
ソフトウェア		6,385	資本準備金		2,448,009
<b>投資その他の資産</b>		<b>1,218,675</b>	利益剰余金		△146,955
敷金及び保証金		1,210,560	利益準備金		134,089
長期未収入金		166,080	その他利益剰余金		△281,044
その他		8,115	別途積立金		500,000
貸倒引当金		△166,080	繰越利益剰余金		△781,044
			自己株式		△1,261,365
<b>資産合計</b>		<b>4,307,790</b>	<b>純資産合計</b>		<b>3,378,075</b>
			<b>負債・純資産合計</b>		<b>4,307,790</b>

## 損 益 計 算 書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,769,514
売 上 原 価		3,887,407
売 上 総 利 益		3,882,107
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,853,771
営 業 利 益		28,335
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	51	
そ の 他	7,623	7,674
営 業 外 費 用		
そ の 他	603	603
経 常 利 益		35,407
特 別 損 失		
減 損 損 失	27,681	
店 舗 閉 鎖 損 失	803	
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	2,081	30,567
税 引 前 当 期 純 利 益		4,840
法 人 税 等 合 計		
住 民 税	37,653	
法 人 税 等 調 整 額	5,106	42,759
当 期 純 損 失		37,919

## 株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	2,338,387	2,448,009	2,448,009	134,089	500,000	△743,125	△109,036
当 期 変 動 額							
当 期 純 損 失						△37,919	△37,919
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△37,919	△37,919
当 期 末 残 高	2,338,387	2,448,009	2,448,009	134,089	500,000	△781,044	△146,955

	株主資本		純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	△1,261,326	3,416,034	3,416,034
当 期 変 動 額			
当 期 純 損 失		△37,919	△37,919
自己株式の取得	△39	△39	△39
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当期変動額合計	△39	△37,959	△37,959
当 期 末 残 高	△1,261,365	3,378,075	3,378,075

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

なお、取得価額と債券金額との差額が金利の調整と認められるものについては、償却原価法によっております。

#### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

#### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～18年

工具、器具及び備品 5～10年

#### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (4) 長期前払費用

均等償却

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

#### (3) 店舗閉鎖損失引当金

店舗退店に伴い発生する損失に備えるため、退店関連損失見込額を計上しております。

### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) ヘッジ会計の処理

##### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を充たす場合には、振当処理を採用しております。

##### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建予定取引

##### ③ ヘッジ方針

為替予約は、輸入仕入等に係る為替変動リスクを軽減する目的で、外貨建予定取引の決済に必要な範囲内で行っております。

##### ④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。

#### (2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産の内容は次のとおりであります。  
現金及び預金(定期預金)(注) 72,000千円  
(注) 銀行信用状発行の担保に供しております。
2. 関係会社に対する金銭債権または金銭債務  
短期金銭債権 ー千円  
短期金銭債務 9,340千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高  
営業取引による取引高  
売上高 58,767千円  
販売費及び一般管理費 173,141千円  
営業取引以外の取引による取引高 ー千円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位：千円)

都道府県	用途	種類	減損損失
東京都・ 神奈川等	店舗	建物	17,180
		工具、器具及び備品	988
		その他	9,512
		計	27,681

資産のグルーピングは、継続的に損益の把握を行っている店舗単位とし、本部設備等を共用資産としております。収益性が著しく低下した店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(27,681千円)として計上いたしました。当該資産の回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため回収可能価額は零として評価しております。



(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備計画に照らして、必要な資金を常に確保しております。一時的な余資は流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、取引先等の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は主に新規出店時に係る契約先への預け入れ、また長期未収入金は退店した店舗の未返還の敷金及び保証金であり、契約先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払住民税等は、1年以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後7年以内となっております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的到时価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、内部管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て、実需の範囲内で行っております。

② 信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

売掛金及び未収入金については、取引先の信用状況を監視するとともに、取引先ごとの債権残高を随時把握することによってリスクの軽減を図っております。

敷金及び保証金並びに長期未収入金については、差入先の信用状況を定期的に監視することを通じて、リスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引先相手を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

- ③ 流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理  
各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画表を作成・更新するとともに、手元流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,135,432	1,135,432	—
(2) 売掛金	194,476	194,476	—
(3) 未収入金	9,521	9,521	—
(4) 敷金及び保証金	1,210,560	1,210,161	△398
(5) 長期未収入金 貸倒引当金(※)	166,080 △166,080		
	—	—	—
資産計	2,549,990	2,549,592	△398
(1) 買掛金	190,525	190,525	—
(2) リース債務	84,527	84,180	△347
(3) 未払金	195,505	195,505	—
(4) 未払住民税等	65,545	65,545	—
負債計	536,103	535,756	△347

(※) 長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 敷金及び保証金  
返還予定時期に基づき、合理的に見積った将来キャッシュ・フローをその期間に応じた無リスクの利率で割り引いた現在価値によっております。
- (5) 長期未収入金  
回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 買掛金、(3) 未払金、(4) 未払住民税等  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (2) リース債務  
元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、リース債務には1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗、本社事務所及び倉庫の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	296,378千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	27,559千円
時の経過による調整額	320千円
資産除去債務の履行による減少額	<u>△2,614千円</u>
期末残高	321,643千円

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	235円3銭
2. 1株当たり当期純損失	2円64銭

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年 5月29日

株式会社 ジーンズメイト  
取締役会 御中

東邦監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 矢 崎 英 城 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 高 梨 良 紀 ㊞  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジーンズメイトの2019年4月1日から2020年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、

及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、監査等委員会補助者である内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月1日

株式会社ジーンズメイト 監査等委員会

監査等委員 根本真孝 ⑩

監査等委員 大塚隆平 ⑩

監査等委員 加納治夫 ⑩

(注) 監査等委員根本真孝、大塚隆平及び加納治夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上